

令和4年度 第7回大島町農業委員会総会議事録

令和4年度定例大島町農業委員会が、令和4年10月24日（月）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 3.中拂委員 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

- 日程第1：農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見について
日程第2：その他

6、本日の書記は次の通り

主事 青木陽尚

向山議長 それでは、令和4年度第7回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中9名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は2名中2名参加していただいております。ありがとうございます。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は10番委員さんと1番委員さんをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指名いたします。それでは日程第1「農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見について」事務局より説明をお願いします。

事務局(青木) はい、説明させていただきます。まず初めに議案10号の件で訂正をお願いします。今回10号という事で記載させていただいた〇〇さんの件ですがこちら議案11号に訂正をお願いします。農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見についてです。申請人及び譲受人は□□▲丁目▲番▲号、〇〇。譲渡人は同じく□□▲丁目▲番▲号、〇〇。申請地は、□□▲番▲及び▲番▲になります。面積は▲平方メートル、▲平方メートルです。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、今回の申請地所有者である〇〇より取得し、住宅として使用するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域内の農地であり第1種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□を▲m程□側に向かった□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図、また次のページをご覧くださいますと転用計画図となります。以上です。

向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して地区担当委員の方から補足で説明等ありましたらお願いいたします。

春木委員 はい、7番。

向山議長 はい、7番。

春木委員 この間、新保さん、山本さん、中拂さんと私で現地確認に行ってきました。□□の方に上っていく□□の縁に家を建てるので浸透枘も必要ないですしU字工が通っていますので、何も問題は無いです。ただこれは初めての事例ですが、申請が□□間なのですよね。それで今住んでいる家が2階建てで、〇〇は腰が痛いと言って2階へ上って行くのは大変という理由で平屋を作りたいみたいですね。そういう理由もあって今回申請してきたそうですが、私が思うに〇〇さんが申請して建てるのが普通だと思うのですが〇〇さんの〇〇さんへ所有権移転をするみたいです。事務局から何か指導したのですか。こういう形が良いと。

事務局(青木) 特にこちらではお伝えはしていません。

春木委員 そうですか。家を建てることに関して問題は何も見つかりませんでした。皆さんよろしくお願ひいたします。

三田委員 よろしいですか。

向山議長 はい、6番。

三田委員 これは農振農用地ですね。

事務局(青木) はい。

三田委員 〇〇さんは自分も知っているのですが、今回の申請地周辺で施設化が進んでいるのが現状です。また、農振農用地で色々な事業を使って施設管理で利便性を図っているので、農振農用地に家を建てて作業効率も上げる意図があると思います。

事務局(青木) はい。

三田委員 そのあたりを詳しく書いていないと農振農用地での転用許可は難しいのではないですか。

事務局(青木) そうですね。説明が遅れてしまい申し訳ございません。今年の6月に農業振興地域の除外の申請自体はもうかけておりましたそちらはもう許可は出ております。今回の農地法

5条の申請の面積と同じ部分を除外してありますので問題無く今回5条の転用ができるという状態になっております。

三田委員 はい。分かりました。

向山議長 はい。

笠間委員 すみません。

向山議長 はい、5番。

笠間委員 ちょっと初歩的な質問ですが、先ほど春木さんが言った通り□□であってもこのような形で申請しないとイケないのですか。

事務局(青木) はい。

向山議長 はい、事務局

事務局(青木) ○○さんが転用の申請を行っていただいて全く問題ございません。おそらく本人達の中で何か意図があって5条で申請してきたのだと思います。

笠間委員 □□ですね。

事務局(青木) 所有者を○○さんの方に移しておきたかったのだと思われます。もちろん4条で○○さんの方が転用していただくのも可能です。

笠間委員 ありがとうございます。

三田委員 よろしいですか。

向山議長 はい、6番。

三田委員 使用賃借ってことは家賃とか土地代とか借用料を払うのですか。

事務局(青木) 使用賃借になっておりますので使用料は無償になっております。

笠間委員 追加で。

向山議長 はい、5番。

笠間委員 期限とかは。

事務局(青木) 期限は無期限になっております。

春木委員 □□ですからね。

事務局(青木) 永年になっております。

向山議長 他に何かございますか。

山本委員 10番。

向山議長 はい、10番。

山本委員 実際営農しているのは○○さん、○○さんの方で、○○さんはどちらかと言うと○○さんの手伝いみたいな立ち位置ですよ。

三田委員 はい。

向山議長 はい、6番。

三田委員 いえ、○○さんは最初○○をやられていたのですが、今は○○と農業を半分に分けてどちらもやっています。ですので、ご主人もしっかり農業をやっています。あと○○さんは5年くらい前に他界されて、○○さんが相続をうけて農業の方に力を入れていくという事で施設化も図られている。結構頑張ってる農家です。

向山議長 ありがとうございます。1つ私から皆に聞きたいのですが、この申請書に年齢等が記載されなくなったのですが、高齢なのか若いのか見当がつかないのですよ。まさか□□

とは知らなかった。この申請の仕方では高齢なのかどうなのかも分からない。どうですかね。

事務局(青木) はい。

向山議長 はい、事務局。

事務局(青木) はい。農地法4条、5条は最終決定が東京都であるため、申請書の様式も東京都で決まっております。今までの申請書は年齢と職業という記載欄があったのですが、最新の様式では記載欄が削除されているため、申請書に則って年齢、職業を入れておりません。

向山議長 はいどうも。

中村委員 はい。

向山議長 はい、9番。

中村委員 あの、参考のために差し支えなければ年齢を教えてくださいませんか。

事務局(青木) ちょっと今回揃えてある書類には用意が無かったです。失礼いたしました。

中村委員 結構です。

春木委員 はい、7番です。

向山議長 はい。7番。

春木委員 まだ〇〇さんの〇〇さんは□□ですから。まだまだ若いです。

向山議長 □□ね。

春木委員 子どもがね。まだ〇〇さんは若いですよ。以上です。

向山議長 はい。今回の申請が賃借だったので関連でお伝えしますね。過去の事例で、72歳で申請されて、現在90歳近くになっていて、30年、40年先までという申請がありました。そうすると、130歳、140歳になると。そう言った要素も頭の中に入れておいてください。なので、年齢だけでも差し支えなければ明記していただきたい。

笠間委員 はい。

向山議長 はい、5番。

笠間委員 この意見には賛成です。この資料は別にこのまま東京都に出すわけではないのですよね。

事務局(青木) そうですね。これはあくまで農業委員会の資料です。

笠間委員 だからここに年齢入れても特に問題は無いのですよね。

事務局(青木) そうですね。

笠間委員 年齢を入れてくれれば今みたいな質問だって無くなります。□□かどうかはどうせ同じ住所ですから、私は□□かと思いました。そこまでは良いと思いますが年齢ぐらいは入れてほしいです。

事務局(青木) 承知致しました。今後は別の書類で年齢が入っていたりするものもありますので、もちろん本人に確認して良いという事であればですが、今後記載させていただきます。

笠間委員 そうですね。本人の許可が必要ですね。

向山議長 はいどうも。他に何かありましたら。無いようでしたらよろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第11号「農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見について」原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員 挙手)

- 向山議長 はい。ありがとうございました。全員賛成ですので議案11号については原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。以上です。ありがとうございました。引き続きまして議案12号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) はい、説明いたします。「農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見について」です。申請人及び譲受人は□□▲丁目▲番▲、〇〇。譲渡人は□□▲丁目▲番▲、〇〇。申請地は、□□▲丁目▲番▲、面積は▲平方メートルです。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、今回の申請地所有者である〇〇より取得し、住宅として使用するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域以外の農地であり第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□を□側向かい、▲m程□側に向かった□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図、また次のページをご覧くださいますと転用計画図となっております。以上です。
- 向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方からの補足で説明等ございましたらお願いいたします。
- 春木委員 はい、7番。
- 向山議長 はい。7番。
- 春木委員 柳瀬さんの時と同じ日に最初こちらの現地確認をしました。□□に近く、該当地の□側は道路です。三方向は住宅で、完全な住宅地です。〇〇さんは□□だそうです。土地の裏方、□側にも側溝が入っています。住宅を建てるには何の障害も無く、問題は無いと思います。以上です。
- 向山議長 はい。ありがとうございます。他に何かありましたら。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1議案12号、「農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見について」原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員 挙手)
- 向山議長 はい。ありがとうございます。全員賛成ですので議案第12号については原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きまして日程第2、その他について事務局より何かありますか。
- 事務局(青木) はい。では説明させていただきます。まず初めに今まで皆さんに協力していただいた農地利用状況調査の件です。こちら11月中の提出をお願いいたします。あと1ヶ月程になっておりますのでよろしくをお願いいたします。2点目です。前回6回の総会で説明がありましたアボカドの現地視察の件です。お話がありました通り総会の日その後という事で。例年ですとこのまま午前中という事だったのですが、今回候補が4名居まして、お話があったのが□□の〇〇さん。□□の〇〇さん。〇〇さん。以前3条の申請がありました〇〇さん。ということで候補があったのですが今回、視察させていただくのは〇〇さんと〇〇さんのアボカドになります。他2名の〇〇さんは入院をされているという事で現地調査に行けないという事になりました。〇〇さんは普段は大島では暮らしていないという事でお話頂きまして、現場を見る分には特に問題は無いのですが説明等はできませんという事でしたので希望がありましたら〇〇さんの農地の確認には行けます

が現場を確認するだけという事になります。他2名、〇〇さんと〇〇さんに連絡をさせていただいたところ大丈夫だという事ですので2名のアボカドを視察したいと思えます。時間が本日午後になります。直接現場集合になります。〇〇さんの畑ですね。そちらに2時に集合になります。終わり次第大体3時、4時になると思いますがこちらも現地集合で〇〇さんの畑のアボカドを確認します。

- 春木委員 良いですか。
- 向山議長 はい、7番。
- 春木委員 7番です。□□は駐車場が軽自動車4台くらいしか入れませんので、□□を見る際は役場集合で乗り合わせてお願いしたいのですが。
- 中村委員 良いと思います。
- 事務局(青木) 了解いたしました。
- 向山議長 その方がよいですね。
- 事務局(青木) 分かりました。
- 向山議長 場所はわかります。
- 春木委員 場所はあの、□□の道向かいを□側へ上る道路がありまして、すぐ□□がありましてその上に4台か5台くらい並べられる駐車場があります。
- 事務局(青木) 承知いたしました。
- 中村委員 じゃあ役場集合に。
- 事務局(青木) じゃあ2時に役場集合に。
- 中村委員 役場集合でお願いします。
- 事務局(青木) はい。
- 向山議長 役場に2時でそれから乗り合わせで。
- 中山委員 用事がありまして行けないです。
- 向山議長 今回、視察先の方の都合で時間が昼からということです。
- 事務局(青木) はい。
- 笠間委員 役場に14時。
- 事務局(青木) はい。お願いします。
- 中山委員 じゃあ良いですか。欠席で。
- 向山議長 そればかりはしょうがないですよ。あの、例の会長交際費を農業新聞購読料費に充てるという話をしたことがあるのですが、だけど勝手に決定する訳には行かないので産業課長。係長でしたかね。皆さんで相談をお願いします。もしかしたら今年度はだめでも来年度はできるかも知れませんので。
- 事務局(中田) そうですね。今年度はそういった予算取りにはなっていないので来年度予算要求してみても、財政と調整します。
- 向山議長 それが出来れば全部で10人分農業新聞がね。なのでそちらに充てるという事がもし出来ればよろしくをお願いします。
- 事務局(中田) ただ結構いい金額なので通らないかもしれないです。
- 向山議長 通るか通らないかですね。はい、分かりました。課長さん、前回話が合ったインボイス制度の件をお願いします。

事務局(中田) インボイス制度についてです。お手元に2種類、今日は用意させていただきました。こちらが農林水産省のパンフレットで、もう1つが国税庁のパンフレットです。ホームページ等を見ると色々種類がたくさんあるのですが、この2つが良さそうでしたので用意しています。まず農林水産省のパンフレットですが、こちら農業者などに向けたもので、インボイス制度の概要が載っています。今後消費税の申告をするにはインボイスと呼ばれる適格請求書というのが必要になります。インボイスを発行するためには国税庁に対して申請、登録が必要です。その申請についてはもう受付が始まっているという事になっています。これまで消費税の申告を行っていた事業者さんは対応が必要になってきます。ただこれまで申告を行っていなかった事業者もこの登録をするかどうかを選択しなければなりません。どちらにするかを決めなければなりません。その判断材料としてこの農林水産省の資料の3ページ以降にまあインボイス制度への対応という事でこのパターンはこうなりますというのが書いてあります。もう1つ国税庁のパンフレットの免税事業者の皆様へ、というパンフレットです。これは今まで申告していなかった免税事業者の方も今後どうするか考えてくださいというような内容になっています。内容を見ていただいてざっとでも理解していただければと思うのですが。インボイス制度の登録事業者になると消費税の申告をしないといけなくなります。ですからその辺のメリット、デメリットを考えながらこのまま免税事業者でいいという方は何もなくて結構ですし、取引先がインボイス欲しがっているからどうしても登録しないといけないという方は登録していただいて今後消費税の申告をしていただくような選択になります。一般の普通の農業者の方は大田市場に出したり、大島は農協が無いですけど生産組合に出したり、委託販売であったりする場合はその市場等が代わりにインボイスの手続きをしてくれますので農業者自体はあまり手続きしなくても大丈夫なような形になっています。割と農業者の方については制度的に守られているというか、登録しなくても大丈夫なような形になっています。ただ生産者組合の藤田さんに聞くと大丈夫だよとは言っていますが、本当に大丈夫かどうかはちゃんと確認しないといけないですし、あとは直接実際に名前を出すと差木地のタイガーに野菜を出している人がもしかしたらタイガーはインボイスの請求書が欲しいっていうかもしれないです。そうなった場合に今後上手く取引が続けられるかどうかというのが判断になってくるということは承知しておいてもらえればと思います。凄く簡単ですが説明は以上です。後は読んでいただければと思います。

向山議長 ありがとうございます。他に何かありましたら。特にないようですので、これをもちまして第7回大島町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員